

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の二号を加える。

三 玄関帳場その他これに類する設備の構造に係る図面

四 入浴の用に供する湯水の給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにボイラ

ー、ろ過器、消毒設備等の仕様書

第五条中「第七条第三項」を「第七条第五項又は第七条の二第五項」に、「第七条の三第一項ただし書」を「第七条の六第一項ただし書」に改める。

第八条第二項を次のように改める。

2 前項の届出には、変更の場合にあつては次の各号に掲げる書類を、廃止の場合にあつては前条第一項の許可指令書又は前条第二項の承認書を添付しなければならない。

一 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名の変更の場合は、登記事項証明書

二 構造設備の変更の場合は、当該変更に係る第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

別記様式第一号を次のように改める。

(別記)
様式第 1 号 (第 4 条関係)

(表)

広島県収入証紙ちよう付欄

旅館業営業許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称) 及び代表者の氏名 (印)
生年月日 年 月 日
電話番号

次のとおり旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定によつて、
関係書類を添えて申請します。

施設名	郵便番号		電話番号	
所在地				
営業の種類別 旅館業法施行規則第 5 条 第 1 項各号のいずれかに 該当することの有無 及びその内容等	<input type="checkbox"/> ホテル営業	<input type="checkbox"/> 旅館営業	<input type="checkbox"/> 簡易宿所営業	<input type="checkbox"/> 下宿営業
	有無	有・無	内容	
申請者が法第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当することの有無及び該当する場合にあつては、その内容	営業期間 (季節的営業に限る。)		まで (年 月 日から 年 月 日 日間)
	営業施設の設置場所の周囲 100メートルの区域内における旅館業法第 3 条第 3 項各号に規定する施設の有無及び該当する場合にあつては、その施設の名称		有 無 有 無 有 無	内 容 無 有 無 有 無
衛生管理者氏名	施設の名称			
総客室数	室 (和室 室, 洋室 室)	総定員数	人	
工事しゅん工予定日	年 月 日	建築確認検査済日	年 月 日	

- 添付書類
- 1 施設の敷地の周囲 100メートル以内の見取図
 - 2 施設の配置図及び平面図
 - 3 玄関帳場その他これに類する設備の構造に係る図面
 - 4 入浴の用に供する湯水の給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにボイラー, ろ過器, 消毒設備等の仕様書
 - 5 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

- 注
- 1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第四号から別記様式第十号までを次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

し ゆ ん 工 届

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その名称)
及び代表者の氏名
電話番号
㊞

平成 年 月 日付けで申請した次の施設は、平成 年 月 日にしゅん工しました。

1 申請施設の名称

2 申請施設の所在地

- 添付書類 1 建築基準法に基づく検査済証等の写し
2 消防法令適合通知書

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第5号 (第6条関係)

広島県収入証紙ちよう付欄

旅館業営業承継承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所
の所在地
申請者
名 称
代表者の氏名
電話番号

㊞

旅館業法第3条の2第1項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

承継する 営業施設	名称			
	所在地			
合併により消滅する法人又は分割前の法人	許可指令番号及び許可年月日	指令第 号 年 月 日		
	営業の種類			
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人	名称及び氏名			
	代表者氏名			
合併又は分割の予定年月日	主たる事務所の所在地			
	主たる事務所の所在地	郵便番号 電話番号		
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人が、法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当する場合は、その内容	年 月 日	有無	有	無
		内容		
		有無	有	無
営業施設の設置場所の周囲100メートルの区域内における旅館業法3条第3項各号に規定する施設の有無及び該当する場合にあつては、その内容	内容	有無		
		内容		

添付書類 1 施設の敷地の周囲100メートル以内の見取図

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄付行為の写し

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

広島県収入証紙ちよう付欄

旅館業営業承継承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

申請者 住所

氏名

生年月日

電話番号

被相続人との続柄

年 月 日

印

被相続人との続柄

旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

承継する	名	称	
	所	在	地
営業施設	許可指令番号及び許可年月日	指令	第 号 年 月 日
	営業の種類		
被相続人	氏	名	
	住	所	
相続開始	の	年 月 日	年 月 日
申請者が法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当することの有無及び該当する場合にあつては、その内容		有無	有 ・ 無
営業施設の設置場所の周囲 100メートルの区域内における旅館業法第 3 条第 3 項各号に規定する施設の有無及び該当する場合にあつては、その内容		有無	有 ・ 無

添付書類 1 施設の敷地の周囲 100メートル以内の見取図

2 戸籍謄本

3 相続人が 2 人以上ある場合は、届出者が営業者の地位を承継する相続人として選定されたことを証する相続人全員の同意書

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第7号 (第7条関係)

指令 第 号
住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請の旅館業営業については、旅館業法 (昭和 23 年法律
第 138 号) 第 3 条第 1 項の規定によつて、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

広島県知事



- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種類別
- 4 条 件

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

旅館業営業承継承認書

指令 第 号
住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあつた旅館業営業の承継については、旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条の 2 第 1 項の規定によつて、次のとおり承認します。

平成 年 月 日

広島県知事



- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 条 件

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

旅館業営業承継承認書

指令 第 号
住所
氏名

平成 年 月 日付けで申請のあつた旅館業営業の承継については、旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条の 3 第 1 項の規定によつて、次のとおり承認します。

平成 年 月 日

広島県知事



- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 10 号 (第 8 条関係)

申請書記載事項変更
営業の廃止・停止
届

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称)

及び代表者の氏名 (印)

電話番号

次のとおり (申請書記載事項の変更、営業の廃止・停止) をしたので、旅館業法施行規則第 4 条の規定によつて届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種類、許可指令番号及び許可年月日
- 4 届出事項

添付書類 1 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名の変更の場合は、登記事項証明書

2 構造設備の変更の場合は、変更前後の関係図面

3 営業廃止の場合は、許可指令書又は営業承継承認書

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 届出事項には、変更の場合は変更年月日並びに変更前及び変更後の事項、廃止の場合には廃止年月日、停止の場合は停止期間を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の旅館業法施行細則によって行われている申請その他の手続は、改正後の旅館業法施行細則によって行った申請その他の手続とみなす。